

昌子の広場

第98報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



**市民軽視も甚だしい(市民委員の報酬格差)
土地開発公社と文化財保護事業用地**

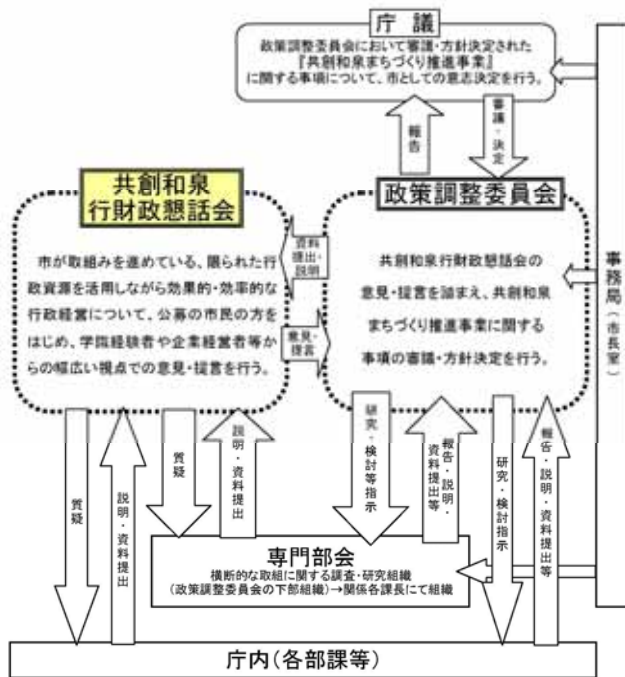
目次

- ・市民軽視も甚だしい P1
- ・土地開発公社問題 P2-3
- ・一般質問、昌子の日記 P4

市民軽視も甚だしい！ 共創和泉行財政懇話会市民委員について

辻市長の市民税 10%減税、上下水道料金 10%引き下げを実現するため、共創和泉行政懇話会が作られる事になりました。以下がそのイメージです。

共創和泉まちづくり推進事業イメージ



市のHPによると
限られた行政資源を活用し、効果的・効率的な行政経営を行うため、行財政改革への取組の推進に対して、市民の皆さんから幅広い視点で、ご意見やご提言をいただくことを目的として、「共創和泉行財政懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置。懇話会の委員は、公募市民の方々、学識経験者、企業経営者、教育関係者を含め10

名以内で構成されます。この懇話会の委員を、市民の皆さんから公募します。

とのこと。

この懇話会を設置することに特に異論はありませんが、構成メンバーの報酬費に対する考え方には大いに疑問があります。学識経験者4人に各1万円。企業経営者、教育関係者3人に各6千円、公募市民3人に各1千円を予定しているとの事です。これに応募される市民の方は報酬費がいくらでもそれに拘る人はいないと思いますが、このような報酬費の格差は市民軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

責任や拘束される時間等は同じなのに何故このような格差をつける必要があったのか、見方によっては市民からはいい意見が出ないだろうから、安くてもかまわないと考えたのかと疑念を持つものです。

学識経験者の意見は重く、市民の意見は軽いと思っているのかと、指摘されても反論できないのではないのでしょうか。折角政策形成過程に市民参画を行おうとされているのに、報酬費に10倍の差をつける、時代錯誤のこの役所感覚こそ正さなくてはなりません。施策形成過程に参画するのに、求められる役割や意見に軽重はありません。

公民協働を市長はアピールされていますが、このような上から目線での対応を今後もされていくなれば、市民からは積極的な協力を得られないのではと危惧するところ。ちなみに現在委員会や懇話会を持ったことがある5つの部署に確認いたしましたが、一つを除いて委員長も報酬に差をつけず、引き受けていただいているとの事です。勿論委員は全て同額でした。

自治基本条例継続審議に！

私は本年第2回定例会の大綱質疑で市長に自治基本条例について以下の要旨の質問を行いました。

(仮称)自治基本条例は、パブリックコメントを経て、策定委員の最終意見が反映された結果が「自治基本条例案」で、特に常設型の住民投票条例や、16歳以上の市民の意見を反映する仕組みは画期的なもので、将来を担う若者が自分の住む町のありようを真剣に考えるいい仕組みだと私は高く評価している。市民が係わり市民主体で作った自治基本条例を市長が変わったことによって内容が変えられるなら、市民の積み上げを無視することになります。市長の見解をお聞きするとともに、常設型住民投票条例の内容変更はあるのか、無いのかお聞きます。

それに対し市長は

取組経過及び内容について高く評価している。今後私なりに策定委員会の最終案を確認し、その意向も十分に尊重して、本年度中に議会へ提出する。

の答弁があり、今回一切内容の変更無しに提案されたものです。提案を受けて議会は

●この条例が最高規範と謳っていることについて

●住民投票権を16才以上としていることについて

等について異論が出て、閉会中継続審査となりました。継続審査は未だ議論が不十分なため、引き続いて議論することであり、私としては議会での議論を深めて原案通り可決されるよう頑張るつもりです。

特に常設型の住民投票条例は、先進的なもので市民の意見を2分するような事項について、機動的に対応出来るもので、今回の自治基本条例に不可欠なものです。この制度が議会軽視と指摘する意見もあるようですが、市民個人々の考えを反映できる直接民主主義を実現するものと考えています。今回私はこの条例案が付託された総務安全委員会に属することになりましたので、大いに議論したいと思います。以下は常設型住民投票条例の実施例です。

自治体	市民の請求	議会の発議	市長の発議	年齢要件
和泉市(案)	1/6以上	×	○	16才以上
高浜市	1/3以上	1/12以上で提案過半数で可決	○	18才以上
富士見市	1/5以上	1/3以上で提案過半数で可決	○	18才以上
大竹市	1/3以上	×	×	18才以上
広島市	1/10以上	×	×	18才以上
近江八幡市	1/3以上	1/12以上で提案過半数で可決	○	18才以上
岸和田市	1/4以上	×	×	18才以上
我孫子市	1/8以上	1/4以上で提案過半数で可決	○(議会の同意)	18才以上
名張市	1/4以上	1/12以上で提案過半数で可決	○	18才以上
大和市	1/3以上	1/12以上で提案過半数で可決	○	16才以上
川崎市	1/10以上(議会1/3以上の賛成)	1/12以上で提案過半数で可決	○(議会1/3以上の賛成)	18才以上

昌子の日記

- 10/1 議会役員選挙
- 10/2 議会役員選挙、代表者会議
- 10/3 久保惣美術館浮世絵版画内覧会
- 10/5 議会役員選挙、代表者会議、ダム定例会
- 10/6 議会役員選挙、代表者会議、議会便り編集委員会
- 10/11,12 万葉旅行「平城京ロマンの旅」
- 10/13 和泉中央駅会報配布、ソロプチ監査
- 10/14 和泉中央駅会報配布、運営委員会、市政相談会
- 10/15 和泉中央駅会報配布、ソロプチ定例会
- 10/16 和泉中央駅会報配布
- 10/17 光明池清掃活動
- 10/18 「信太山丘陵の保全と活用」シンポジウム
- 10/19 和泉府中駅会報配布
- 10/19-23 市町村アカデミーにて「地方財政議員研修」
- 10/24 商工祭り
- 10/25 石尾っ子美化活動
- 10/26 北信太駅会報配布、大阪地裁(ダンジリ裁判)
- 10/27 信太山駅会報配布、榎尾川ダム再評価委員会傍聴
- 10/28 光明池駅会報配布、市政相談会
- 10/29 和泉府中駅会報配布、市議会便り編集委員会
- 10/30 和泉中央駅会報配布

< 事務所行事 > いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)

・会費 1,000円(3か月分) 14-16時

・76回 済み

・77回 11/14(土)声に出して読みたい恋歌
(パート)

・78回 12/12(土)万葉の旅パート(3)
難波の万葉

< 途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます >

ちぎり絵

・講師 西原志満子さん・材料費実費 参加費無料

・11月11日(水)13時~16時

パソコン講座(参加費無料)

・第2、第4週の火曜10時~12時、

同じく 木曜14時~16時

市政相談会

・第2、4水曜日 20:00~21:30

土地開発公社と文化財保護事業用地問題！

(単位百万円)

公社名	a.18年度末保有額計	b.5年以上保有額	b/a (%)	c.10年以上保有額	C/a (%)
1 交野市土地開発公社	22,693	22,693	100.0	20,321	89.5
2 東大阪市土地開発公社	16,176	15,842	97.9	15,725	97.2
3 豊中市土地開発公社	15,313	13,435	87.7	11,698	76.4
4 枚方市土地開発公社	14,900	13,871	93.1	12,218	82.0
5 高石市土地開発公社	12,780	12,372	96.8	9,558	74.8
6 岸和田市土地開発公社	12,090	12,090	100.0	10,549	87.3
7 泉南市土地開発公社	10,198	9,991	98.0	7,888	77.3
8 吹田市土地開発公社	9,879	9,409	95.2	7,736	78.3
9 泉佐野市土地開発公社	8,752	8,639	98.7	8,176	93.4
10 茨木市土地開発公社	8,123	4,066	50.1	2,343	28.8
11 和泉市土地開発公社	7,310	5,272	72.1	3,576	48.9
12 八尾市土地開発公社	6,738	6,223	92.4	5,583	82.9
13 河内長野市土地開発公社	6,680	6,411	96.0	4,211	63.0
14 羽曳野市土地開発公社	6,375	5,586	87.6	4,317	67.7
15 大東市土地開発公社	6,015	6,015	100.0	5,623	93.5
16 泉大津市土地開発公社	5,551	5,394	97.2	2,391	43.1
17 守口市土地開発公社	5,451	5,451	100.0	5,324	97.7
18 貝塚市土地開発公社	5,289	3,750	70.9	3,750	70.9
19 四條畷市土地開発公社	5,241	5,194	99.1	4,153	79.2
20 門真市土地開発公社	4,718	4,718	100.0	4,646	98.5
21 寝屋川市土地開発公社	3,662	3,657	99.9	3,657	99.9
22 箕面市土地開発公社	2,392	1,744	72.9	1,744	72.9
23 摂津市土地開発公社	2,253	2,253	100.0	2,253	100.0
24 池田市土地開発公社	2,028	2,028	100.0	1,741	85.8
25 高槻市土地開発公社	1,534	1,469	95.8	1,469	95.8
26 松原市土地開発公社	1,246	836	67.1	671	53.9
27 大阪狭山市土地開発公社	1,051	733	69.7	656	62.4
28 阪南市土地開発公社	970	0	0.0	0	0.0
29 熊取町土地開発公社	779	707	90.8	707	90.8
30 田尻町土地開発公社	747	747	100.0	257	34.4
31 柏原市土地開発公社	694	341	49.1	301	43.4
32 富田林市土地開発公社	659	624	94.7	623	94.5
33 藤井寺市土地開発公社	566	301	53.2	301	53.2
34 太子町土地開発公社	501	501	100.0	130	25.9
35 能勢町土地開発公社	0	0	0.0	0	0.0
36 河南町土地開発公社	0	0	0.0	0	0.0

5億円を超える損失
誰が責任をとるのか



(単位千円)

取得価格	841,029
利息	92,527
簿価	933,556
時価	351,156
損失	△ 582,400



左の土地は白く付きの土地で、大阪府が池上曽根遺跡周辺からの出土品を集めて池上曽根遺跡研究センター（仮称）建設の用地として取得したものです。しかし大阪府は財政上の問題から直ちに取得できないことから、和泉市と協議し将来（H12年度）買い戻す前提で、和泉市が市の土地開発公社にH9年に先行取得させた土地です。

ところがその後大阪府の財政状態が土地を取得した時代から大きく悪化したため、現在においてもこの土地を買い上げることが出来ず、市の土地開発公社の塩漬け土地となっています。この間に地価の下落で評価損は一気に膨らみ、現在5億円にも上る評価損を抱える不良資産となっています。

大阪府はこれを買い上げできない事から、その代償としてこの土地を大型バスの駐車場として利用し、市（土地開発公社）に賃料を払い続けています。

又この土地を取得するに当たって大阪府と市は確認書なる物を交わしていたのですが、その中に大阪府が買い上げるときはその価格は時価とするとの項があります。従って大阪府が仮に買い上げを行っても先程の評価損は全て和泉市の損失になります。

又本来この土地を取得すべきであった否かも大きな疑問があります。池上曽根遺跡からの出土品の保管場所がないというのが取得の理由の主なものですが、当時から既に10年以上も経過していますが、出土品の保管場所がなくなり別途その場所を作ったという話も聞きませんし、そもそも池上曽根遺跡研究センター計画自体が存在しないし、弥生博物館自体の存亡が検討されている状態で将来この土地が池上曽根遺跡研究センターとなる可能性は殆どありません。

和泉市はこれをどう処理しようとしているのか

土地開発公社健全計画では

市は平成18年度から22年までの5カ年計画で土地開発公社の健全化計画を策定し、長期保有土地の処分を進めています。計画では当初帳簿価格で69億円強の土地を、最終年度で24億円までに圧縮する計画で進めており、平成20年度末で61億円強まで処分が終わっていますが、今後2年間で更に37億円の処分が必要で、財政状況が厳しい中でこの処分は容易ではないと思います。

この中に問題の文化財保護事業用地が含まれ、当初は平成21年度に大阪府と協議して処分する計画でしたが、大阪府との話し合いが進展せず21年度中の処分は最早困難で、市の担当は今年度中に解決の方向性を確認すると言っていますが、それも実現するかかなり疑問です。

何故市はこのような土地を先行取得したのか

市はこの土地は大阪府の依頼で先行取得したと一貫して言っていますが、果たして大阪府が本当にこの土地を取得する気があったのか少なからず疑問があります。土地の価格が下落を続ける時期に、池上曽根遺跡研究センター（仮称）なる計画も存在しない中で、何故この土地を取得したのか。住宅地の開発計画があるので先行取得したと言っていますが、文化財の包蔵地で遺跡調査等の制約があり、更に将来土地価格が更に値下がりする可能性が高い中で、民間会社がこの土地を購入する事は想像できません。普通の感覚ではこの土地をこの時期にあわてて取得する必要はどこにもみあたりません。

文化財保護事業用地問題とは

<これまでの経緯>

- H8 H8年度予算に土地買い上げに伴う債務負担行為を予算計上
- H8.3 大阪府と確認書締結
- H9.3 土地開発公社当該土地購入
- H12 大阪府の買い上げ時期が到来したが買い上げは実行されず
- H12以降 大阪府に買い上げ要望
大阪府は財源問題でこれを拒否
駐車場として利用
- H16.6 当該土地について一般質問
大阪府との土地取引は全て口約束
買い上げ価格は帳簿価格と 答弁
- H17.6 土地開発公社の決算審議で質問
その折も確認書の存在は答弁なし
- H17.7 大阪府に当該土地取引に関する和泉市との協議内容を情報公開請求
- H17.8.2 確認書の存在を認める
買い上げ価格は実勢価格と判明
- H18.5.25 住民監査請求
- H18.9 大阪府に買上を求めて住民訴訟
- H20.9 判決(敗訴)
- 現在 現時点でも大阪府は買上を行わず
地価下落で多額の損失



朝日新聞でこのように大きく取り上げられた文化財保護事業用地の問題は、私が平成16年の6月議会で土地開発公社の決算審査の時に「文化財保護事業用地として、随分のお金が計上されています。どういう事業計画があって取得されたのか御説明ください。」と質問したことが契機で明らかになった問題です。この土地の先行取得については、不透明な点が多々あり、大阪府の買い戻しが行われないまま土地の値下がり金利負担で、巨額の損失を抱えているものです。議会でのやりとりでは埒があかないことから、平成18年9月に住民訴訟を行い、H19.9月に判決がありました。結果は敗訴でした。その理由は確認書を交わした教育委員会が当該地方公共団体を代表する権限を有していないことから、市及び府を法的に拘束するものではなく、政治的ないし道義的目標として相互に確認したものであると判断された事です。

巨額の塩漬け土地を抱える土地開発公社

土地開発公社は土地の価格が右肩上がりで上昇する中で、先行して自治体が土地を確保するため作られたもので、議会の審議を経ることなく臨機応変に土地を所有するために作られたものです。しかし土地神話が崩れ、自治体財政の悪化で自治体の自前の開発が大きく後退する中で、先行取得した土地はその処分が出来ず塩漬け土地となり、地価の下落で取得価格と時価の乖離が不良資産となって公社に残ることになりました。その結果自治体の隠れた不良資産となっています。

上の表は平成18年度の少々古いものですが、和泉市の府内での大凡の位置づけが判ると思われます。この中に私が問題とする文化財保護事業用地が含まれています。